

盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月31日市長決裁

一部改正平成29年4月18日

(趣旨)

第1 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の例による。

(総合事業の目的)

第3 盛岡市総合事業は、要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活の支援を実施するため、心身機能の改善のみならず、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すことを目的とする。

(事業の内容)

第4 市長は、総合事業として次に掲げる事業及びサービスを実施する。

(1) 第1号事業

ア 第1号訪問事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 住民支え合い型訪問サービス（地域住民の支え合いによる互助サービスをいう。）

イ 第1号通所事業

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 通所型短期集中予防サービス（保健及び医療の専門職により提供されるサービスで、3月から6月以内の短期間で行われるものをいう。）

ウ 第1号介護予防支援事業

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5 第1号事業によるサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者であって、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号。以下「告示」という。）様式第1の質問項目（以下「基本チェックリスト」という。）に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者で、第1号事業を受けることによって、心身の状況を改善することができることと市長が認めた者（以下「事業対象者」という。）。)

(事業対象者の要件の確認)

第6 第5第2号に該当する者は、市又は居住地を管轄する地域包括支援センター（法第115条の45第5項の規定に基づき委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。以下同じ。）に、実施した基本チェックリストを提出するものとする。

2 前項による提出があったとき、市又は地域包括支援センターは事業対象者に該当する者であるか確認を行う。

3 前項に規定する事業対象者の要件の確認は、地域包括支援センターが、原則、対象者と面接して行う。ただし、対象者が入院中である等やむを得ない事情があるときは、別の方法により対象者の状況及び相談の目的等を聞き取ることができる。

(事業対象者の利用の手続き)

第7 第1号事業に係るサービスの利用を希望する事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書に基本チェックリストの実施結果（当該届出書の提出日1月以内に実施したものに限り。）及び介護保険被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書等の提出は、事業対象者に代わり、地域包括支援センターが行うことができる。

(事業対象者の終了)

第8 次の各号のいずれかに該当する事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書に介護保険被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けたとき

(2) 自立又は心身の機能の回復等により事業対象者に該当しなくなったとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事業対象者に該当しなくなったとき

(指導及び監査)

第9 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を実施する者に対して、指導及

び監査を行うものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(実施期日)

第11 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。